

中華人民共和国専利法実施細則

2010年2月1日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国専利法実施細則

(2001年6月15日中華人民共和国国務院令第306号で公布 2002年12月28日「国務院による『中華人民共和国専利法実施細則』の改正の関する決定」に基づき第1回改正 2010年1月9日「国務院による『中華人民共和国専利法実施細則』の改正に関する決定」に基づき第2回改正)

第一章 総 則

第一条 「中華人民共和国専利法」(以下専利法と略称)に基づき、本細則を制定する。

第二条 専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は国務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。

第三条 専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であつて、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。

専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであつて、国務院特許行政部門は必要と認める場合、指定の期限内に中国語訳文を追加添付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても追加添付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されていないとみなす。

第四条 国務院特許行政部門に郵送される各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日付を提出日とする。

国務院特許行政部門による各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類を特許代理機関宛てに送付する。特許代理機関に委任していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに送付する。

国務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満15日を以つて、当事者の書類受領日と推定する。

国務院特許行政部門の規定によって直接に交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。

書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満1ヶ月を以って当該文献が既に送達されたものと見なす。

第五条 専利法及び本細則に規定する各種の期限の1日目は期限内に算入しない。期限は年又は月を以って計算する場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。

第六条 当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障害が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することが出来る。

前項に規定される状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して2ヶ月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することが出来る。

当事者が本条第1項又は第2項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。

当事者より国務院特許行政部門が指定した期限の延長を申請する場合は、期限の満了日まで国務院特許行政部門に理由を説明し、且つ関係手続きを取らなければならない。

本条第1項及び第2項の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十八条に規定する期限には適用しない。

第七条 特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。

国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許

出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。

第八条 専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。

いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。

国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。

第九条 国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4カ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6カ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

第十条 専利法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。

第十一条 専利法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、専利法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。

本細則に言う出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法二十八条に規定する出願日を指す。

第十二条 専利法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは

(1) 本来の職務の中で行った発明創造。

(2) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造。

(3) 定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。

専利法第六条に言う所属機関には、一時的な勤め先を含む。専利法第六条に言う所属機関の物質的技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない技術資料などを指す。

第十三条 専利法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。

第十四条 専利法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書をもって、国務院特許行政部門で特許権移転手続きを取らなければならない。

特許権者が他者と締結した特許実施許諾契約は契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。

特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院特許行政部門で抵当登記手続きを取らなければならない。

第二章 特許の出願

第十五条 書面によって特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類1式2部を提出しなければならない。

国務院特許行政部門が規定するその他の形式で特許を出願する場合は、規定の要求に合致しなければならない。

申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の

特許事務を行う場合は、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。

出願人が2人以上で且つ特許代理機関に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。

第十六条 発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。

(1) 発明、実用新案又は意匠の名称

(2) 出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード或いは住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。

(3) 発明者又は考案者の氏名

(4) 出願人が代理機関に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する特許代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号

(5) 優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願(以下「先願」と略称)の出願日、出願番号および元の受理機関の名称

(6) 出願人又は特許代理機構の署名又は捺印

(7) 申請書類目録

(8) 添付書類目録

(9) その他、明記すべき関係事項

第十七条 発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。同名称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。

(1) 技術分野: 保護を求める技術の属する技術分野を明記する。

(2) 背景技術: 発明、実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。

(3) 発明の内容: 発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術方案を明記し、さらに既存技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。

(4) 図面の説明: 明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。

(5) 具体的な実施形態: 発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。

発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順

序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約でき且つ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、且つ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。

発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならず、また「請求項…に記載する…であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。

発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国務院特許行政部門が規定する配列表を含めなければならない。出願人は配列表を明細書の一つ単独した部分として提出しなければならない。かつ国務院特許行政部門の規定に基づいて、コンピューター読み取り可能な形式による当該配列表の副本を提出しなければならない。

実用新案特許出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。

第十八条 発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図1、図2、……」の順に番号を振って並べなければならない。

発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。

添付図面に、必要な字句を除き、その他の注釈を有してはならない。

第十九条 特許請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

特許請求の範囲に複数のクレームがある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。

特許請求の範囲中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式が有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」或いは「図面…に示すように」などの表現を使用してはならない。

クレーム中の技術的特徴は明細書添付図面中の対応する記号を引用ことができ、当該記号は、クレームの理解に資する為に対応する技術的特徴の後の括弧に置かなければならない。添付図面の記号はクレームへの制限と解してはならない。

第二十条 特許請求の範囲は独立クレームを有しなければならない。従属クレームを有し

てもよい。

独立クレームは発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決する必要な技術的特徴を記載しなければならない。

従属クレームは付加的な技術的特徴を用い、引用するクレームを更に限定しなければならない。

第二十一条 発明又は実用新案の独立クレームは前提部分と特徴部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。

(1)前提部分:保護を請求する発明又は実用新案技術案のテーマの名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術的特徴を明記する。

(2)特徴部分:「・・・を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術的特徴を明記する。これらの特徴は前提部分に明記する特徴と合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。

発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。

一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームしかなければならず、かつ同一する発明又は実用新案の従属クレームの前に記載するものとする。

第二十二条 発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。

(1)引用部分:引用するクレームの番号とテーマの名称を明記する。

(2)限定部分:発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。

従属クレームはその前のクレームしか引用できない。2つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、択一的にその前のクレームを引用し、かつ他の多項従属クレームの基礎としてはならない。

第二十三条 要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術課題、同課題を解決するための技術方案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。

要約書に発明を最も説明できる化学式を備えることが出来る。添付図面のある特許出願は、更に当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明出来る添付図面を提出しなければならない。添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面が4cm×6cmに縮小された時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるほどでなければならない。要約書の文字部分は300字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。

第二十四条 特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、且つ当該生物材料に対する説明は当該分野の技術者にその発明を実施させるには充分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に合致する他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。

(1) 出願日までに又は遅くとも出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す)に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。

(2) 出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。

(3) 生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称(ラテン語名を注記する)、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。

第二十五条 発明特許出願人が本細則第二十四条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、如何なる単位又は個人が当該特許出願に関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院特許行政部門に申請を提出し、以下の事項を明記しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称と住所

(2) 他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証

(3) 特許権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証。

第二十六条 専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材を指す。専利法で言う遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造を言う。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第二十七条 出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。

出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提

出しなければならない。

第二十八条 意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。

同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。

簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に使ったりしてはならない。

第二十九条 国務院特許行政部門は必要に応じて、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することが出来る。サンプル又は模型の体積は30cm×30cm×30cm以下、重量は15kg以下とする。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。

第三十条 特許第二十四条第(一)号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。

専利法第二十四条第(二)号に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。

特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第(一)号又は第(二)号に挙げた事情がある場合、出願人は特許出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して2ヶ月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。

特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第(三)号に挙げた事情がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することが出来る。

出願人が本条第3項の規定に基づいて声明と証明書類を提出せず、或いは本条第4項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。

第三十一条 出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願の書類副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務

院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国务院特許行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先願の出願日と出願番号を明記した場合、先願の書類副本を提出したと見なされる。

優先権を主張するが、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうち的一项または二項の内容について記載漏れまたは記載ミスがあった場合、国务院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものとみなす。

優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先願の書類副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。

意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先願書類における図面または写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。

第三十二条 出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、同出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。

出願人が国内優先権を主張し、先願が発明特許の出願である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。但し、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる状況の一つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。

- (1)既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合
- (2)既に特許権が付与されている場合
- (3)規定によって提出した分割出願に属する場合

出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。

第三十三条 中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国务院特許行政部門は必要に応じて、以下の書類の提出を要求することが出来る。

- (1)出願人が個人の場合、その国籍の証明
- (2)出願人が企業又はその他の組織である場合は、その登録した国又は地域の証明書

類

(3) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、同国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類

第三十四条 専利法第三十一条第1項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここに言う特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として既存技術に貢献した技術的特徴を指す。

第三十五条 専利法第三十一条第2項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は10を超えてはならない。

専利法第三十一条第2項にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。

二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。

第三十六条 出願人が出願を取り下げる場合、国務院特許行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。

特許出願の取り下げ声明は、国務院特許行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類は依然として公開する。但し、特許出願の取り下げ声明はその後に出版される特許公報に公告しなければならない。

第三章 特許出願の審査と認可

第三十七条 予備審査、実体審査、再審及び無効宣告手続きにおいて、審査と審理を行う者に以下に挙げる状況の一つに該当する場合、自ら忌避しなければならない、当事者またはその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。

(1) 当事者又はその代理人の近い親族である場合

(2) 特許出願又は特許権と利害関係がある場合

(3) 当事者又はその代理人と、公正な審査と審理に影響する可能性があるその他の関係が有る場合

(4) 専利複審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合

第三十八条 国務院特許行政部門は、発明又は実用新案特許出願の願書、明細書(実用新案は添付図面を付さなければならない)及び特許請求の範囲、又は意匠特許出願の願書、意匠の図面又は写真と簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。

第三十九条 特許出願書類が以下に挙げる状況の一つに該当する場合、国務院特許行政部門は受理せず、出願人に通知する。

(1) 発明又は実用新案特許の出願に願書、明細書(実用新案に添付図面がない)又は特許請求の範囲が欠けているか、若しくは意匠特許の出願に願書、図面又は写真、簡単な説明が欠けている場合

(2) 中国語を使用していない場合

(3) 本細則第二百一十一条第1項の規定に合致しない場合

(4) 願書中に出願者の氏名又は名称が欠けている、或いは住所が欠落している場合

(5) 明らかに専利法第十八条又は第十九条第1項の規定に合致していない場合

(6) 特許出願の類別(発明、実用新案又は意匠)が明確でないか又は確定しがたい場合

第四十条 明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを申し立てなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国務院特許行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を維持する。

第四十一条 二人以上の出願人は同日(出願日を指す。優先権を主張する場合は優先権日を指す)に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。

同一出願人は同日に(出願日を指す)に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第1項における同様の発明創造について一つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。

国務院特許行政部門は実用新案特許権の付与を公告する際に、出願人が本条第2項の規定に基づいて発明特許も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。

発明特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案特許権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を行い、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案特許権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を却下するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。

実用新案特許権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。

第四十二条 一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第1項に規定する期限が満了するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。但し、特許出願が既に却下され、取り下げられ又は見なし取り下げとされた場合、分割出願を申し出ることが出来ない。

国務院特許行政部門は、一つの特許出願が専利法第三十一条と本細則第三十四条又は第三十五条の規定に合致しないと考える場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。

分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。

第四十三条 本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権日を維持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。

分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。

分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。

第四十四条 専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。

(1) 発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条、第二十六条第2項の規定に合致していないではないか、専利法第二条第2項、第二十六条第5項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに合致し

ていないではないか。

(2) 実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条の規定に合致していないではないか、専利法第二条第3項、第二十二條第2項、第4項、第二十六条第3項、第4項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか

(3) 意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第1項第(6)号に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に合致しないではないか、専利法第二条第4項、第二十三条第1項、第二十七条第2項、第三十一条第2項、第三十三条或いは本細則第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか。

(4) 出願書類が本細則第二条、第三条第1項の規定に合致するか。

国務院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が補正しない場合は、その出願を取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国務院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと考える場合、却下しなければならない。

第四十五条 特許出願書類以外に、出願人が国務院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類は以下に挙げる状況の一つに該当する場合、提出されていないものと見なす。

- (1) 規定された書式を使用せず又は記入が規定に合致しない場合
- (2) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合

国務院特許行政部門は提出されていないと見なすという審査意見を出願人に通知しなければならない。

第四十六条 出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国務院特許行政部門に申し出なければならない。国務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに特許出願を公開しなければならない。

第四十七条 出願人は意匠を使用する製品及びその属する類別を明記する場合、国務院特許行政部門が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国務院

特許行政部門は補充又は訂正することが出来る。

第四十八条 発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日まで、如何なる人でも専利法の規定に合致しない特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。

第四十九条 発明特許の出願人は正当な理由があつて専利法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、且つ関係資料を入手した後に補充として提出しなければならない。

第五十条 国務院特許行政部門は専利法第三十五条第2項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。

第五十一条 発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して3ヶ月以内に、発明特許出願を自発的に補正することが出来る。

実用新案又は意匠特許の出願人は、出願日より2ヵ月以内に、実用新案又は意匠特許出願を自発的に補正することが出来る。

出願人は国務院特許行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類を補正する場合は、通知書に指摘された欠陥のみに対して、補正を行わなければならない。

国務院特許行政部門は特許出願書類中の文字と記号における明らかな誤りを自発的に補正することが出来る。国務院特許行政部門が自発的に補正する場合は、出願人に通知しなければならない。

第五十二条 発明又は実用新案特許出願の明細書又は特許請求の範囲の補正部分については、個々の文字上の補正又は増減を除き、規定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。

第五十三条 専利法第三十八条の規定に基づき、発明特許出願は実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。

(1) 出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に属し、或いは専利法第九条の規定によって特許権を付与できない場合

(2) 出願が専利法第二条第2項、第二十条第1項、第二十二条、第二十六条第3項、第4項、第5項、第三十一条第1項或いは本細則第二十条第2項の規定に合致しない場合、

(3)出願の補正が専利法第三十三条の規定に合致せず、或いは分割出願が本細則第四十三条第1項の規定に合致しない場合

第五十四条 国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して2ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。

期限が満了になっても登録手続きを取らない場合、特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。

第五十五条 機密保持特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の付与決定を行い、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。

第五十六条 実用新案又は意匠特許権の付与決定が公告された後、専利法第六十条に規定される特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。

特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、特許番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの特許権に限るものとする。

特許権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。

第五十七条 国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。同一する実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人が特許権評価報告を請求する場合、国務院特許行政部門は評価報告を1式だけ作成する。いかなる単位又は個人でも当該特許権評価報告を閲覧又は複製することができる。

第五十八条 国務院特許行政部門は、特許公告、特許単行本中に存在する誤りについて、発見したら、適時に訂正し、且つ行なった訂正について公告しなければならない。

第四章 特許出願の再審と特許権の無効宣告

第五十九条 専利複審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術専門家と法

律専門家から構成され、主任委員は国务院特許行政部門の責任者が兼任する。

第六十条 専利法第四十一条の規定に基づいて専利複審委員会に再審を請求する場合は、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じて更に関係する証拠を添付しなければならない。

再審請求が専利法第十九条第1項又は第四十一条第1項の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。

再審請求書が規定の書式に合致しない場合、再審請求人は専利複審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、当該再審請求が提出されなかったものと見なす。

第六十一条 請求人は再審を請求し又は専利複審委員会の再審通知書に回答する時に、特許出願書類を補正することが出来る。但し、補正は拒絶決定又は再審通知書に指摘された欠陥の除去に限るものとする。

補正された特許出願書類は一式二部提出しなければならない。

第六十二条 専利複審委員会は受理した再審請求書を国务院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が再審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しに同意する場合、専利複審委員会はこれに基づいて再審の決定を行い、再審請求人に通知しなければならない。

第六十三条 専利複審委員会は再審を行った後、再審請求が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、再審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該再審請求が取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、専利複審委員会は依然として専利法と本細則の規定に合致していないと考える場合、元の拒絶決定を維持する旨の再審決定を行わなければならない。

専利複審委員会は再審を行った後、元の拒絶決定が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定に指摘された欠陥を取り除いたと考える場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行わなければならない。

第六十四条 専利複審委員会が決定を下すまでに、再審請求人はその再審請求を取り下げることが出来る。

専利複審委員会が決定を下すまでに再審請求人がその再審請求を取り下げた場

合、再審手続きは終了する。

第六十五条 専利法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、専利複審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。

前項に言う無効宣告請求の理由とは、特許が付与された発明創造が専利法第二条、第二十条第1項、第二十二條、第二十三條、第二十六條第3項、第4項、第二十七條第2項、第三十三條、又は本細則第二十条第2項、第四十三條第1項の規定に合致しないか、若しくは専利法第五条、第二十五條の規定に該当するか、或いは専利法第九條の規定に基づいて特許権を付与できないことを指す。

第六十六条 特許権無効宣告請求書が専利法第十九條第1項又は第六十五条の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理しない。

専利複審委員会が無効宣告請求について決定を行った後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、専利複審委員会は受理しない。

専利法第二十三條第3項の規定に合致しないことを理由に意匠特許権の無効宣告を請求したが、権利の衝突を証明する証拠を提出しない場合は、専利複審委員会は受理しない。

特許権無効宣告請求書が規定の書式に合致しない場合、無効宣告請求人は専利複審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、当該無効宣告請求が提出されなかったものと見なす。

第六十七条 専利複審委員会が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して1ヶ月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることが出来る。期限を過ぎて理由の追加又は証拠の補充をする場合、専利複審委員会は考慮しないことができる。

第六十八条 専利複審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。

特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に専利複審委員会が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が満了になっても回答しなくても、専利複審委員会の審理に影響しない。

第六十九条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求の範囲を修正することが出来るが、元の特許の保護範囲を拡大してはならない。

発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を修正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真と簡単な説明を修正してはならない。

第七十条 専利複審委員会は当事者の請求又は事案内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をすることが出来る。

専利複審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をした場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。

無効宣告請求人が専利複審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、しかも口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求が取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことが出来る。

第七十一条 無効宣告請求の審理手続きにおいて、専利複審委員会が指定した期限は延長してはならない。

第七十二条 専利複審委員会が無効宣告請求について決定を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。

専利複審委員会が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げ、或いはその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合は、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、専利複審委員会はすでに行った審査で特許権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。

第五章 特許実施の強制許諾

第七十三条 専利法第四十八条第(1)号に言うその特許を十分に実施していないとは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。

専利法第五十条に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる特許製品或いは特許方法により直接に獲得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な

診断用品を含む。

第七十四条 強制実施許諾を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。

国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。

国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。

国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。

第七十五条 専利法第五十七条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の金額についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より3ヵ月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。

第六章 職務発明創造の発明者または考案者に対する奨励と報酬

第七十六条 特許権が付与された単位は専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。

企業、事業団体が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて処理する。

第七十七条 特許権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権公告日より3ヵ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならな

い。

発明者または考案者の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された単位は、優遇して報奨を支給しなければならない。

第七十八条 特許権が付与された単位は、専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権の有効期限内において、発明創造の特許が実施された後、毎年、同発明または実用新案特許の実施により得られた営業利益の中から 2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から 0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者または考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者または考案者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関または個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の 10%を下回らない金額を報酬として発明者または考案者に与えなければならない。

第七章 特許権の保護

第七十九条 専利法と本細則にいう特許業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び特許管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府が設立した特許業務を管理する部門を指す。

第八十条 国務院特許行政部門は、特許権侵害紛争の処理、特許詐称行為への取締り、特許紛争の調停について特許業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。

第八十一条 当事者が特許権侵害紛争の処理又は特許紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地または権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。

二つ以上の特許業務を管理する部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許業務を管理する部門に請求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。

特許業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院特許行政部門が管轄を指定する。

第八十二条 特許侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ専利複審委員会に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。

特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

第八十三条 特許権者は専利法第十七条の規定に基づき、その特許製品または同製品の包装上に特許標識を表示する場合、国務院特許行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。

特許標識が前項の規定に合致しない場合、特許業務を管理する部門より改正を命じる。

第八十四条 次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定される特許詐称行為となる。

(一)特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後或いは終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する

(二)第(一)号に記述される製品の販売

(三)カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許技術又は特許設計であると公衆に誤解させる。

(四)特許証書、特許文書または特許出願書類の偽造又は変造

(五)その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為

特許権が終了する前に法に基づいて特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属しない。

特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、特許業務を管理する部門より販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される。

第八十五条 専利法第六十条に規定される場合を除き、特許業務を管理する部門

は当事者の請求に応じて、次に列挙した特許紛争について調停を行うことができる。

(一)特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争

(二)発明者、考案者の資格をめぐる紛争

(三)職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争

(四)発明特許出願が公開後、特許権付与前に、発明を使用した適切な費用の未払いで発生した紛争

(五)その他の特許紛争

前項第(四)号に挙げる紛争について、当事者が特許業務を管理する部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後に提出しなければならない。

第八十六条 当事者は、特許出願権または特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。

前項規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許業務を管理する部門または人民法院による特許出願番号又は特許番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。

特許業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が効力を生じた後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より1年以内に、関連特許出願権または特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院特許行政部門は自ら関連手続きを再開する。

第八十七条 人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号または特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。

第八十八条 国務院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づき関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、再審査、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期限満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。

第八章 特許の登記と特許公報

第八十九条 国務院特許行政部門は特許登記簿を設置し、特許出願と特許権に関する下記事項を登記する。

- (一)特許権の付与
- (二)特許出願権、特許権の譲渡
- (三)特許権の抵当、保全及びその解除
- (四)特許実施許諾契約の登記登録
- (五)特許権の無効宣告
- (六)特許権の終了
- (七)特許権の回復
- (八)特許実施の強制許諾
- (九)特許権者の氏名または名称、国籍と住所の変更

第九十条 国務院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する：

- (一)発明特許出願の書誌事項と要約書
- (二)発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門が発明特許出願に対し自発的に実体審査を行うことの決定
- (三)発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転
- (四)特許権の付与及び特許権の書誌事項
- (五)発明または実用新案特許の要約書、意匠特許の図面又は写真一枚
- (六)国防特許、機密保持特許の機密保持の解除
- (七)特許権の無効宣告
- (八)特許権の終了、回復
- (九)特許権の移転
- (十)特許実施許諾契約の登記登録
- (十一)特許権の抵当、保全及びその解除
- (十二)特許実施強制許諾の付与
- (十三)特許権者の氏名または名称、住所の変更
- (十四)公告による文書の送達
- (十五)国務院特許行政部門がなした訂正
- (十六)その他の関連事項

第九十一条 国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。

第九十二条 国務院特許行政部門は互惠の原則に基づき、他の国、地域の特許機関または地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。

第九章 費用

第九十三条 国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：

- (一) 出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費
- (二) 発明特許出願実体審査費、再審査費
- (三) 特許登録費、公告印刷費、年金
- (四) 権利回復請求費、期限延長請求費
- (五) 書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費

前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同で定めるものとする。

第九十四条 専利法と本細則で規定した各費用は、国務院特許行政部門に直接納付してもよく、郵便振込または銀行振込、若しくは国務院特許行政部門が規定したその他の方式により納付することもできる。

郵便振込または銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門宛ての振込手続き記入書に出願番号または特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本項規定に符合しない場合は、納付手続きを行っていないものとみなされる。

国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。

特許費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より3年以内で、国務院特許行政部門に返還請求を提出することができ、国務院特許行政部門はそれを返還しなければならない。

第九十五条 出願人は出願日より2か月以内或いは受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。

出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、優先権を主張しなかったと見なす。

第九十六条 当事者が実体審査または再審を請求する場合、専利法及び本細則で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

第九十七条 出願人は登録手続きを行う際、特許登録費、公告印刷費と特許権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったと見なす。

第九十八条 特許権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。特許権者が未納付または納付不足の場合、国务院特許行政部門は年金納付期限の満了日より6か月以内に追納すると同時に滞納金を支払うよう特許権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定の納付期限を1ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の5%を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、特許権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。

第九十九条 権利回復請求費は本細則に規定される関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。

期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より1か月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

第一百条 出願人または特許権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国务院特許行政部門に減額または延期納付の請求を提出することができる。減額または延期納付の方法については、国务院財政部門と国务院価格管理

部門、国務院特許行政部門と共同で定めるものとする。

第十章 国際出願に関する特別規定

第一百一条 国務院特許行政部門は専利法第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。

特許協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した特許の国際出願（以下、国際出願と略す）が国務院特許行政部門による処理の段階への移行（以下、中国国内移行と略す）に係わる条件と手続きは本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。

第一百二条 特許協力条約に基づいてすでに国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国務院特許行政部門に提出された特許出願とみなされ、当該国際出願日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。

第一百三条 国際出願の出願人は、特許協力条約第二条にいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30ヶ月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続を行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より32ヵ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。

第一百四条 出願人は本細則第一百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。

（一）中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許の種類を明記する。

（二）本細則第九十三条第1項に規定する出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第一百三条に規定した期限延長費を納付する。

（三）国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳を提出する。

（四）中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。

（五）国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約

図がある場合、図面の副本と要約図の副本を提出、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、国際出願が中国語で提出された場合、国際公布書類の中の要約と要約図の副本を提出する。

(六) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。

(七) 必要に応じて本細則第九十三条第1項に規定される出願付加費を納付する。

本条第1項第(一)号～第(三)号の要求に合致する場合、国务院特許行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付(以下「移行日」と略称)を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しなければならない。

国際出願がすでに中国国内に移行したが、本条第1項第(四)号～第(七)号の要求に合致しない場合、国务院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。

第二百五条 国際出願は次に掲げる事項の一つに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。

(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられ又は見なし取り下げとされ、若しくは国際出願の中国指定が取り下げられた。

(二) 出願人は優先権日より32ヵ月以内に、本細則第三百条の規定によって中国国内移行手続きを行わなかった。

(三) 出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先権日より32ヵ月の期限が満了になってもなお本細則第四百条第(一)号～第(三)号の要求に合致しない。

前項第(一)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第(二)号、第(三)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第2項の規定を適用しない。

第二百六条 国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より2ヵ月以内に修正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出しない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国务院特許行政部門は考慮しない。

第二百七条 国際出願に関わる発明創造が、専利法第二十四条第(一)号または第(二)号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしてい

る場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より2ヵ月以内に本細則第三十条第三項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しない或いは期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。

第一百八条 出願人が特許協力条約に基づき生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十四条第(三)号の要求を満たしているものとみなす。出願人は中国国内移行声明の中に、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。

出願人は、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項についてすでに記載しているが、中国国内移行声明の中に明記しなかった場合、移行日より4ヵ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正をしなかった場合、当該生物学的材料について寄託が提出されていないものとみなす。

出願人が移行日より4ヵ月以内に国務院特許行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十四条第(一)号に規定された期限内に提出したものとみなす。

第一百九条 国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明の中にそれを説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第一百十条 出願人が国際段階においてすでに一項または複数項の優先権を主張していて、中国国内に移行する際に当該優先権主張が依然として有効である場合、すでに専利法第三十条の規定に基づき書面声明を提出したものとみなす。

出願人は移行日から2ヵ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、同優先権を主張していないものと見なす。

出願人は国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先願書類の副本を提出している場合、中国国内移行手続きを行う際に国務院特許行政部門に先願書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先願書類の副本を提出しなかった場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、出願人に指定期限内での追加提出を通知することができる。期限満了になっても出願人が提出しない場合、その優先権主張が提出されていないものとみなす。

第一百十一条 優先権日より30ヵ月の期限が満了前に、国務院特許行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続きの他に、特

許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国務院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。

第一百十二条 実用新案特許の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より2ヵ月以内に自発的に特許出願書類を修正することができる。

発明特許権の取得を求める国際出願は、本細則第五十一条第一項の規定を適用するものとする。

第一百十三条 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲または図面中文字の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定される期限内で最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。

(一)国務院特許行政部門が発明特許出願の公開或いは実用新案特許権の公告に関する準備作業を完了する前

(二)国務院特許行政部門が発行した発明特許出願が実体審査プロセスに入ったという通知書の受領日より3か月以内

出願人は訳文のミスを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納めなければならない。

出願人は国務院特許行政部門よりの通知書の要求に基づいて訳文を訂正する場合、指定期限内で本条第二項に規定された手続きを行わなければならない。期限が満了になっても規定手続きを行っていない場合、同出願が取り下げられたものとみなす。

第一百十四条 発明特許権の取得を求める国際出願について、国務院特許行政部門は予備審査を経て専利法と本細則の関連規定に符合していると認めた場合、特許公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。

発明特許権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日から専利法第十三条の規定を適用する。国際局により中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国務院特許行政部門による公布の日から専利法第十三条の規定を適用する。

国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項に規定された公布を指す。

第一百十五条 国際出願に二項以上の発明または実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十二条第一項の規定に基づき分割出願を提出することがで

きる。

国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関は国際出願が特許協力条約に規定する単一性の要件に合致していないと認めた時、出願人が規定通りに付加費を納付しなかったことによつて、国際出願の一部が国際調査を受けず或いは国際予備審査を経ておらず、中国国内段階に移行する時に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう要求し、国务院特許行政部門は国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になつても未納又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていないか又は国際予備審査を経ていない部分が取り下げられたものと見なす。

第一百六条 国際出願が、国際段階において関連国際機関に国際出願日の付与を拒絶され、又は見なし取り下げと宣告された場合、出願人は通知を受領した日より2か月以内に、国際出願保存書類の中の如何なる書類の副本を国务院特許行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、且つ同期限内に国务院特許行政部門で本細則第一百三十三条に規定される手続をとることができる。国务院特許行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行つた決定が正しいか否かについて再審査しなければならない。

第一百七条 国際出願に基づいて付与された特許権において、訳文の誤りによつて、専利法第五十九条の規定に基づいて確定した保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によつて制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなつた場合は、権利付与時の保護範囲に準じる。

第十一章 附則

第一百八条 国务院特許行政部門の同意を経て、如何なる人でも既に公開又は公告された特許出願書類及び特許登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国务院特許行政部門に特許登記簿の副本の発行を請求することができる。

見なし取り下げ、却下又は自発的に取り下げられた特許出願の書類は、当該特許出願が失効した日より満2年以降は保管しない。

既に放棄され、全部無効と宣告され、又は消滅した特許権の書類は、当該特許権が失効した日より満3年以降は保管しない。

第一百九条 国务院特許行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を取る場合は、

出願人、特許権者、その他の利害関係者又は其の代表者が署名又は捺印するものとする。特許代理機構に委任した場合は、特許代理機構が捺印する。

発明者の氏名、特許出願人と特許権者の氏名又は名称、国籍及び住所、特許代理機構の名称、住所及び代理人の氏名を変更する場合は、変更理由の証明材料を添えて、国務院特許行政部門で書誌的事項の変更手続を取らなければならない。

第二百二十条 国務院特許行政部門に出願又は特許権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用するものとし、小包を使用してはならない。

初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院特許行政部門に各種書類を提出する時及び各種手続を取る時は、出願番号又は特許番号、発明創造の名称及び出願人又は特許権者の氏名又は名称を明記しなければならない。

一通の書状中には同一出願の書類だけが入るものとする。

第二百二十一条 各種出願書類はタイピング又は印刷し、文字は黒色を呈し、整っていて鮮明でなければならず、かつ元の字を消して変更してはならない。添付図面は製図道具及び黒色インクを用いて作成し、線は均一且つ鮮明でなければならず、かつ元のものを消して変更してはならない。

願書、明細書、特許請求の範囲、添付図面及び要約書は各々アラビア数字を用いて通し番号を振らなければならない。

出願書類の文字部分は横書きでなければならない。紙は片面使用に限る。

第二百二十二条 国務院特許行政部門は専利法及び本細則に基づいて特許審査基準を作成する。

第二百二十三条 本細則は2001年7月1日より実施する。1992年12月12日に国務院が修正を同意し、1992年12月21日に中国専利局が発布した「中華人民共和国専利法実施細則」は同時に廃止する。

国務院による「中華人民共和国専利法実施細則」の改正の関する決定

国務院は「中華人民共和国専利法実施細則」を以下のように改正すると決定する。

一、第二条を削除する。

二、第七条を第六条に改め、一項を増加し、第三項とする。「当事者が本条第1項又は第2項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。」

三、第八条を第七条に改め、以下のとおりに修正する。「特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。

国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。」

四、一条を増加し、第八条とする。「専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。

いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。

国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。」

五、一条を増加し、第九条とする。「国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4ヵ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6ヵ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。」

六、第十一条を第十二条に改め、第一項第(三)号を以下のとおりに修正する。「定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。」

七、第十三条を第四十一条に改め、以下のとおりに修正する。「二人以上の出願人は同日(出願日を指す。優先権を主張する場合は優先権日を指す)に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。

同一出願人は同日に(出願日を指す)に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第1項における同様の発明創造について一つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。

国務院特許行政部門は実用新案特許権の付与を公告する際に、出願人が本条第2項の規定に基づいて発明特許も同時に申請している旨の説明を公告しなければならない。

発明特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案特許権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を行い、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案特許権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を却下するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当

該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。

実用新案特許権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。」

八、第十四条を削除する。

九、第十五条を第十四条に改め、一項を増加し、第三項とする。「特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国务院特許行政部門で抵当登記手続きを取らなければならない。」

十、第十七条を第十六条に改め、以下のとおりに修正する。「発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。

(1)発明、実用新案又は意匠の名称

(2)出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード或いは住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。

(3)発明者又は考案者の氏名

(4)出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する特許代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号

(5)優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願(以下「先願」と略称)の出願日、出願番号および元の受理機関の名称

(6)出願人又は特許代理機構の署名又は捺印

(7)申請書類目録

(8)添付書類目録

(9)その他、明記すべき関係事項。」

十一、第十八条を第十七条に改め、一項を増加し、第五項とする。「実用新案特許出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。」

十二、一条を増加し第二十六条とする。「専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材を指す。専利法で言う遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造を言う。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国务院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。」

十三、第二十七条第一項を削除する。

十四、第二十八条を以下のとおりに修正する。「意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める

場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。

同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。

簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に使ったりしてはならない。」

十五、第三十条を削除する。

十六、第三十一条を第三十条に改め、一項を増加し、第一項とする。「専利法第二十四条第(一)号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。」

十七、第三十二条を第三十一条に改め、以下のとおりに修正する。「出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願の書類副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先願の出願日と出願番号を明記した場合、先願の書類副本を提出したと見なされる。

優先権を主張するが、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうち的一项または二項の内容について記載漏れまたは記載ミスがあった場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものとみなす。

優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先願の書類副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。

意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先願書類における図面または写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。」

十八、第三十六条を第三十五条に改め、以下のとおりに修正する。「専利法第三十一条第2項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品におけるほかの設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は10を超えてはならない。

専利法第三十一条第2項にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。

二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれ

の意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。」

十九、第四十四条第一項を以下のとおりに修正する。「専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。

(1)発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条、第二十六条第2項の規定に合致していないではないか、専利法第二条第2項、第二十六条第5項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに合致していないではないか。

(2)実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条の規定に合致していないではないか、専利法第二条第3項、第二十二條第2項、第4項、第二十六条第3項、第4項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか

(3)意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第1項第(6)号に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に合致しないではないか、専利法第二条第4項、第二十三条第1項、第二十七条第2項、第三十一条第2項、第三十三条或いは本細則第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか。

(4)出願書類が本細則第二条、第三条第1項の規定に合致するか。」

二十、一条を増加し、第五十五条とする。「機密保持特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の付与決定を行い、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。」

二十一、第五十五条を第五十六条に改め、以下のとおりに修正する。「実用新案又は意匠特許権の付与決定が公告された後、専利法第六十条に規定される特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。

特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、特許番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの特許権に限るものとする。

特許権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。」

二十二、第五十六条を第五十七条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受け取ってから 2 ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。同一する実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人が特許権評価報告を請求する場合、国務院特許行政部門は評価報告を 1 式だけ作成する。いかなる機関又は個人でも当該特許権評価報告を閲覧又は複製することができる。」

二十三、第五十九条を第六十条に改め、一項を増加し、第二項とする。「再審請求が専利法第十九条第 1 項又は第四十一条第 1 項の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。」

二十四、第七十一条を第七十二条に改め、第二項を以下のとおりに修正する。「専利複審委員会が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げ、或いはその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合は、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、専利複審委員会はすでに行った審査で特許権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。」

二十五、一条を増加し、第七十三条とする。「専利法第四十八条第(1)号に言うその特許を十分に実施していないとは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。

専利法第五十条に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる特許製品或いは特許方法により直接に獲得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分および当該製品の使用に必要な診断用品を含む。」

二十六、第七十二条を第七十四条に改め、以下のとおりに修正する。「強制実施許諾を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。

国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。

国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。

国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時

に合致しなければならない。」

二十七、一条を増加し、第七十六条とする。「特許権が付与された機関は専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。

企業、事業単位が発明者又は創作者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて処理する。」

二十八、第七十四条を第七十七条に改め、以下のとおりに修正する。「特許権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権公告日より3カ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明特許一件あたりの報奨は 3,000 元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は 1,000 元を下回ってはならない。

発明者または考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。」

二十九、第七十五条と第七十六条を併合し、第七十八条として、以下のとおりに修正する。「特許権が付与された機関は、専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権の有効期限内において、発明創造の特許が実施された後、毎年、同発明または実用新案特許の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者または考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者または創作者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関または個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として発明者または考案者に与えなければならない。」

三十、第七十七条を削除する。

三十一、第八十三条に一項を増加し、第二項とする。「特許標識が前項の規定に合致しない場合、特許業務を管理する部門より改正を命じる。」

三十二、第八十四条と第八十五条を併合し、第八十四条として、以下のとおりに修正する。「次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定される特許詐称行為となる。

(一)特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後或いは終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する

(二)第(一)号に記述される製品の販売

(三)カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許技術又は特許設計であると公衆に誤解させる。

(四)特許証書、特許文書または特許出願書類の偽造又は変造

(五)その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為

特許権が終了する前に法に基づいて特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属しない。

特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、特許業務を管理する部門より販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される。」

三十三、第八十七条を以下のとおりに修正する。「人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号または特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。」

三十四、一条を増加し、第八十八条とする。「国務院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づき関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、再審査、再審査手続き、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期限満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。」

三十五、第八十九条第一項を第九十条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する：

(一)発明特許出願の書誌事項と要約書

(二)発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門が発明特許出願に対し自発的に実体審査を行うことの決定

(三)発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転

(四)特許権の付与及び特許権の書誌事項

(五)発明または実用新案特許の要約書、意匠特許の図面又は写真一枚

(六)国防特許、機密保持特許の機密保持の解除

- (七)特許権の無効宣告
- (八)特許権の終了、回復
- (九)特許権の移転
- (十)特許実施許諾契約の登記登録
- (十一)特許権の抵当、保全及びその解除
- (十二)特許実施強制許諾の付与
- (十三)特許権者の氏名または名称、住所の変更
- (十四)公告による文書の送達
- (十五)国務院特許行政部門がなした訂正
- (十六)その他の関連事項。」

三十六、第八十九条第二項を第九十一条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。」

三十七、一条を増加し、第九十二条とする。「国務院特許行政部門は互恵の原則に基づき、他の国、地域の特許機関または地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。」

三十八、第九十条を第九十三条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：

- (一)出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費
- (二)発明特許出願実体審査費、再審費
- (三)特許登録費、公告印刷費、年金
- (四)権利回復請求費、期限延長請求費
- (五)書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費

前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同で定めるものとする。」

三十九、第九十二条を第九十五条に改め、第一項を以下のとおりに修正する。「出願人は出願日より 2 か月以内或いは受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。」

四十、第九十四条を削除する。

四十一、第九十七条を第九十九条に改め、以下のとおりに修正する。「権利回復請求費は本細則に規定される関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。

期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より1ヵ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付または納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。」

四十二、第九十八条を第百条に改め、以下のとおりに修正する。「出願人または特許権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額または延期納付の請求を提出することができる。減額または延期納付の方法については、国務院財政部門と国務院価格管理部門、国務院特許行政部門と共同で定めるものとする。」

四十三、第百一条、第百三条、第百五条第一項の部分内容を併合し、第百三条として、以下のとおりに修正する。「国際出願の出願人は、特許協力条約第二条にいう優先権日(本章では“優先権日”と略す)より30ヶ月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続を行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より32ヵ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。」

四十四、第百一条、第百三条、第百五条第一項の部分内容を併合し、第百四条として、以下のとおりに修正する。「出願人は本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。

(一)中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許の種類を明記する。

(二)本細則第九十三条第1項に規定する出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百三条に規定した期限延長費を納付する。

(三)国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳を提出する。

(四)中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容が世界知的所有権機関国際事務局(以下「国際事務局」と略称)での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。

(五)国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約図がある場合、図面の副本と要約図の副本を提出、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、国際出願が中国語で提出された場合、国際公布書類の中の要約と要約図の副本を提出する。

(六)国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。

(七)必要に応じて本細則第九十三条第1項に規定される出願付加費を納付する。本条第1項第(一)号～第(三)号の要求に合致する場合、国務院特許行政部門は出願

番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付(以下「移行日」と略称)を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しなければならない。

国際出願がすでに中国国内に移行したが、本条第1項第(四)号～第(七)号の要求に合致しない場合、国务院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。」

四十五、第百条第二項と第百二条を併合し、第百五条として、以下のとおりに修正する。「国際出願は次に掲げる事項の一つに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。

(一)国際段階において、国際出願が取り下げられ又は見なし取り下げとされ、若しくは国際出願の中国指定が取り下げられた。

(二)出願人は優先権日より32ヵ月以内に、本細則第百三条の規定によって中国国内移行手続きを行わなかった。

(三)出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先権日より32ヵ月の期限が満了になってもなお本細則第百四条第(一)号～第(三)号の要求に合致しない。

前項第(一)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第(二)号、第(三)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第2項の規定を適用しない。」

四十六、第百四条を第百六条に改め、以下のとおりに修正する。「国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より2ヵ月以内に修正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出していない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国务院特許行政部門は考慮しないものとする。」

四十七、第百五条を第百七条に改め、以下のとおりに修正する。「国際出願が関わる発明創造が、専利法第二十四条第(一)号または第(二)号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしている場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より2ヵ月以内に本細則第三十条第三項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しない或いは期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。」

四十八、一条を増加し、第百九条とする。「国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明の中にそれを説明し、かつ国务院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。」

四十九、第百七条を第百十条に改め、第二項を以下のとおりに修正する。「出願人は移行日から2ヵ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了にな

っても未納又は納付不足の場合、当該優先権を主張していないものと見なす。」

第四項を削除する。

五十、第百九条を第百十二条に改め、第一項を以下のとおりに修正する。「実用新案特許の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より2ヵ月以内に自発的に特許出願書類を修正することができる。」

五十一、第百十三条と第百十四条を削除する。

このほか、2008年12月27日に審議採択した「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき、「中華人民共和国専利法実施細則」の引用した「中華人民共和国専利法」の条文を相応的に改正して、又は部分条項順序と文字も相応的に調整した。

本決定は2010年2月1日から実施する。

「中華人民共和国専利法実施細則」を本決定に基づき、相応的に改正して、改めて公布する。

以上